

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和8年4月8日

世田谷区

1 業務事業概要

(1) 件名

令和8年度世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業に係る包括的支援業務委託

(2) 目的

「世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業受託」を受託する事業者(以下、「ヘルパー事業者」という)に対し、事業の質と安全性の更なる向上を図ることを目的として、事業者支援の仕組みづくりと支援実施に係る事務を委託する。

(3) 履行期間

令和8年8月3日(予定)から令和11年3月31日まで

- ※ 本件契約業務については、令和9年4月以降も、令和11年3月31日までを限度として、本件プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上、随意契約を締結する予定がある。契約は各会計年度単位において締結するものとし、各年度の予算配当があること、及び、前年度までの履行状況が良好であることを条件とする。
- ※ 契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおり。

- ① ヘルパー事業者を対象とした研修等による人材育成支援と、区及びヘルパー事業者間の情報共有、連携体制の構築を通じてヘルパー事業者による事業運営の支援を行う。研修等による人材育成支援
- ② 委託者及びヘルパー事業者間におけるプラットフォーム(相談・情報交換等の場)の提供・運営
- ③ 世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業に係る巡回支援業務(令和9年度以降)

3 参加資格

申込み時点において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 「世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業に係る包括的支援業務委託事業者

選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
委員構成は「5 審査基準(1)①」の通り。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

5 審査基準

(1) 審査方法

「世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業に係る包括的支援業務選定委員会設置要綱」により設置された委員会にて審査する。

提案者のうち、提案書評価及び価格評価、プレゼンテーション評価の合計である総合評価点の数値の最も高い者を受託候補者として選定する。

審査は、「書類審査(一次審査)」、「プレゼンテーション(二次審査)」の二段階で、審査基準に基づき行う。審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者が無い場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。

財務諸表の審査は別途公認会計士に依頼して実施することとし、5段階評価中最低評価となった事業者については、選定対象から除外するものとする。

① 委員の構成

委員長 子ども・若者部長 松本 幸夫

委員 子ども・若者部副参事(保育の質向上担当) 大里 貴代美

子ども・若者部子ども家庭課長 虎谷 彰子

② 提案書及び価格における評価項目

※提案書における評価項目の詳細は「養育支援等ホームヘルパー訪問事業に係る包括的支援業務委託 提案要求説明書」中「11 提案書の内容」を参照。

ア 事業実績・経営方針

イ 業務実施方針

ウ 業務実施体制

エ 業務スケジュール

オ 研修等による人材育成支援の企画内容・制作及び運用・管理

カ 区及びヘルパー事業者間の相談・連絡体制(プラットフォームの構築・運営)

キ 巡回支援業務

ク 個人情報の取扱い、情報セキュリティについて

ケ その他(独自提案、PR)

コ 価格点

③ プレゼンテーションの評価項目

ア 本業務への理解度

イ 業務実施体制

ウ 業務の内容

エ 本業務に対する意欲

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区 子ども・若者部 児童相談支援課 児童相談支援担当

住 所:〒156-0043 世田谷区松原6-3-梅丘分庁舎2階

電 話:03-6304-7731(直通)

FAX:03-6304-7786

※問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

① 交付期間

令和8年4月8日(水)午後1時～令和8年4月22日(水)午後5時まで

② 交付場所

「(1) 担当部課」窓口にて交付またはホームページからダウンロード

[世田谷区トップページ](#) → [事業者の方へ](#) → [契約・入札情報](#) → [現在実施中のプロポーザル情報](#) → [子ども・教育・若者支援](#)にて掲載

又はホームページの上部検索スペースにページ番号「31902」と入力して検索

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和8年4月22日(水)午後5時まで(必着)

② 提出方法

「(1) 担当部課」窓口へ持参もしくは郵送(郵送は書留郵便又はレターパックに限る。)

(4) 提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和8年5月27日(水)午後5時まで(必着)

※ただし、提案書に添付する財務諸表については、令和8年5月15日(金)までに提出すること。

② 提出方法

「(1) 担当部課」窓口へ持参もしくは郵送(郵送は書留郵便又はレターパックに限る。)

8 その他

(1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。

(2) 詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。なお、委託者の実装するデジタルプラットフォーム媒体(「Decidim」等を想定)を使用する場合、見積書に計上したデジタルプラットフォーム媒体の調達にかかる費用を除いた費用で契約を締結する。

(3) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約保証金は免除する。

(6) 契約にあたっては、契約書を作成する。

- (7) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無
- (8) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、区が必要と認める専門性の高い業務についてはその限りでない。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)担当部課に同じ。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (11) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (12) 提案者から提出された書類等は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (13) 提案書の提出後に3の参加要件に該当しないこととなった者、及び提出書類に虚偽の記載をした場合は、その参加者は失格とする。
- (14) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (15) 業務については別紙「電算処理の業務委託契約の特記事項(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)」を遵守すること。
- (16) 詳細は説明書による。